酒類小売業免許の体系

免 許 区 分			現行の取扱いの特徴					参入時規制	参入後規制
			販売場の 設置地域		販売場の 設置形態	取扱酒類	消費者需要 の発生度合	(法10十一) (人的要件を除く)	(法11)
一般		一般酒類小売業免許		居住地域				人口基準	通信販売を除く
	大型	大型店舗酒類小売業免許	開放空間	広範囲	常設	全酒類	恒常的 に発生	販売場面積 (1万㎡以上)	・免許付与後3年間、 取扱酒類を限定 ・通信販売を除く
特殊	通信販売	通信販売酒類小売業免許		全国 レベル		地酒等に限定		取扱酒類を地域的特色 のある地酒等に限定	・取扱酒類を限定 ・店頭小売を除く
	みりん販売	みりん小売業免許				みりんに限定		閉鎖空間における恒常 的な消費者需要が存在	・取扱酒類、出店地域
		観光地等酒類小売業免許							
		船舶内等酒類小売業免許							
	駅構内	駅構内等酒類小売業免許	閉鎖空間					すること 取扱酒類、設置場所、 申請主体等を制限	(販売方法)を限定 ・通信販売を除く
		競技場等酒類小売業免許							
	船用品	船用品取扱業者酒類小売業免許							
	その他	その他特殊酒類小売業免許	対頻	上间		必要最低限			
	期限付	期限付酒類小売業免許 (輸入酒フェアを含む)			臨時的 「博覧会場、 即売会場 等のみ		一時的 に発生	閉鎖空間における期間 限定的な消費者需要が 存在すること 設置場所(法9)、取 扱酒類、期間、回数、 申請主体等を制限	・期限(法9) ・取扱酒類、出店地域 (販売方法)を限定 ・通信販売を除く